

静岡県産業教育振興会備品運用細則

第 1 条 運用委員会は企業に対し、産業教育関係高校に対する中古機器の譲渡希望を年一回募集する。

第 2 条 運用委員会は企業より応募した物品について査定会をもうけ査定する。

第 3 条 査定会の委員は委員長が委嘱する。

第 4 条 査定会は次の委員をもって組織する。

- (1) 産業教育関係高校副校長・教頭 若干名

第 5 条 査定会は次の業務を行う。

- (1) 査定に関する事
- (2) 運搬に関する事
- (3) 修理に関する事
- (4) その他

第 6 条 運用委員会は査定に適合した物品について分配計画を作成する。

第 7 条 運用委員会は分配計画に基づき希望校に貸与する。

第 8 条 譲渡品の運搬、修理、管理等の経費は、静岡県産業教育振興会が負担する。

第 9 条 運用委員会は譲渡品に対し台帳を作成し、学校は分管簿を作成する。

第 10 条 運用委員会は査定会で特に優秀な譲渡品と査定した場合は、静岡県産業教育振興会会長に表彰を具申することができる。

第 11 条 廃棄を必要とする場合は、運用委員会の許可を得て行う。

附 則

1. この細則は昭和 60 年 6 月 6 日より施行する。

2. 平成 9 年 5 月 30 日一部改正

平成 21 年 5 月 19 日一部改正

(注) 第 8 条の譲渡品の運搬、修理、管理等の経費を静岡県産業教育振興会が負担する場合、静岡県教育委員会よりの補助金が必要となる。